特定個人情報保護委員会事務局組織令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百一号

特定個人情報保護委員会事務局組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局に置く課）

第一条　特定個人情報保護委員会の事務局に、総務課を置く。

（総務課の所掌事務）

第二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　特定個人情報保護委員会委員長の官印、特定個人情報保護委員会印その他の公印の保管に関すること。

三　法令案の作成に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　公文書類の審査及び進達に関すること。

六　特定個人情報保護委員会の保有する情報の公開に関すること。

七　特定個人情報保護委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

八　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

九　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十　機構及び定員に関すること。

十一　特定個人情報保護委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二　特定個人情報保護委員会所属の物品の管理に関すること。

十三　官報掲載に関すること。

十四　国会との連絡に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会の事務局の所掌事務に関すること。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第九十五号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月十七日

総務大臣　新藤　義孝

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「、調査官」を削り、同条第一項中「調査官及び国際企画官それぞれ一人」を「国際企画官一人」に改め、同条中第九項を削り、同条中第十項を第九項とする。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○総務省令第九十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月十七日

総務大臣　新藤　義孝

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五、〇一五人」を「五、〇一三人」に改め、同表合計の項中「五、一八三人」を「五、一八一人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第四十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政運営担当の項中6を削り、7を6とし、8から12までを1ずつ繰り上げる。

別表防災担当の項1第二号中「防災」の下に「（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」を加え、同項2中「防災」の下に「（東日本大震災からの復興を除く。）」を加え、同項中16を17とし、15を16とし、14を15とし、同項13中「防災」の下に「（東日本大震災からの復興を除く。）」を加え、同項中13を14とし、4から12までを1ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

4　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十五年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百九十五号

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第二条第三号に規定する総務大臣の指定する事項は、次のとおりとする。

平成二十五年十月十七日

総務大臣　新藤　義孝

主たる事務所の所在地の名称の変更、公共的な施設（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第八号に規定する公共的な施設をいう。以下同じ。）の設置及び管理を行う場合における当該公共的な施設の所在地の名称の変更並びに資産の所在地の名称の変更

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省・文部科学省告示第一号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百九十八号）の一部の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月十七日

総務大臣　新藤　義孝

文部科学大臣　下村　博文

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準（平成十六年総務省・文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一第一号㈣を次のように改める。

㈣　業務については、次に定める基準に適合していること。

ア　法第二十一条第一号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。

イ　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第三号に掲げる公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人にあっては、当該公共的な施設の規模及び内容に照らして、当該法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四四九八	二五、九、二〇	林　　稔
四四九九	二五、九、二〇	井上　賢二
四五〇〇	二五、九、二〇	山田　　登
四五〇一	二五、九、二〇	天賀谷　茂
四五〇二	二五、九、二〇	田村　真希
四五〇三	二五、九、二〇	竹本　政弘
四五〇四	二五、九、二〇	阿部　　豊
四五〇五	二五、九、二〇	大村　健司
四五〇六	二五、九、二〇	矢野　京介
四五〇七	二五、九、二〇	星野　知子
四五〇八	二五、九、二〇	藤田　英一
四五〇九	二五、九、二〇	佐藤　充博
四五一〇	二五、九、二〇	林田　　宣